令和８年（フ）第４９２号
兵庫県姫路市香寺町溝口488番地20
債務者　淺田　　聡
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５７号
島根県出雲市大津町1698番地１
債務者　ムーンライトファクトリー夏目薫こと
中村　秀
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第６８号
島根県出雲市稗原町696番地、旧住所千葉県市川市本行徳23番２―301号（Ｌｉｂｅｒｔｙ）
債務者　高野　里穂（旧姓藤江）
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第５０２号
岡山市中区中島33番地５　グリーンコート中島102号室、旧住所岡山市南区郡974番地　サザンスクエア郡203号室
債務者　早瀬　里紗（旧姓磯島）
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５０４号
広島市西区田方２丁目36番９―204号
債務者　山口　一法
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５４０号
広島市佐伯区八幡東３丁目29番10―301号
債務者　近木　里紗
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６８６号
広島県安芸郡熊野町呉地１丁目８番14―103号
債務者　平田　未生（旧姓山田）
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８５６号
広島市東区中山上２丁目45番11号
債務者　印平　茉南
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８９１号
広島市西区南観音７丁目８番16―305号
債務者　山本　健二
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９１５号
広島県東広島市西条町寺家4863番地　ジュリアス308号
債務者　中原　義士
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９１６号
広島県東広島市西条町寺家4863番地　ジュリアス308号
債務者　中原　都代
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５４７号
福岡県筑紫野市大字隈288番地６
債務者　権藤　真美
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６７７号
福岡県宗像市石丸２丁目18番８号
債務者　木下　哲男
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７４８号
福岡県那珂川市道善１丁目70番地２　ピナクルＤＯＵＺＥＮ―Ａ棟103号
債務者　黒木　千佳
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７６８号
福岡市中央区六本松１丁目５番３号、前住所福岡市中央区六本松２丁目２番６―207号　エンクレスト六本松
債務者　佐藤あずみ
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８０７号
福岡市博多区金の隈２丁目２番20―301号　中原コーポ
債務者　松本　　覚
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４３号
福岡県みやま市瀬高町小川1226番地１　いたはしハイツ２番館202号室
債務者　倉富　美樹
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係